

佐賀県規則第14号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後
<p>（利用期間及び利用時間）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の利用期間及び利用時間は、次の表に掲げる期間及び時間以上とする。</p>			<p>（休所日）</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の施設の休所日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</u></p>
施設又は設備	利用期間	利用時間	
森林学習展示館及びサイクルステーション	<u>3月1日から12月28日まで。ただし、次に掲げる日を除く。</u> <u>1 1週間につき1日を限度として定める休所日</u> <u>2 国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第17号）に規定する休日に代わる日として休所する日</u>	午前9時から午後4時まで	
木工芸センター	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後4時まで	
<p>2 略</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第5条 <u>管理の基準のうち指定管理者が県民の森の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</u></p>			<p>2 略</p> <p>（利用時間）</p> <p>第5条 <u>管理の基準のうち県民の森の施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p>

- (1) 県民の森の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
- (2) 県民の森内の秩序を乱すおそれがある場合
- (3) 県民の森の施設又は設備をき損するおそれがある場合
- (4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (5) その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が県民の森の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用許可申請の内容に偽りがあった場合
- (2) 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- (3) その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第1項第5号の規定により県民の森の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。